

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）フレンドタウン瀬田川 大津市瀬田一丁目字北浦1000番
- 2 提出された意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 災害時において、駐車場を地域避難場所として使用することなど、地域からの協力要請があった場合については、十分に配慮いただくようお願いしたい。
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の定めるところにより、地域の住民等の理解が十分に得られるよう努めるとともに、防犯の観点に十分留意し、それぞれの各種団体との積極的な連携、協力を願いたい。
 - (3) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力願いたい。
 - (4) 関係自治会、漁業組合に対して、事前説明会を開いて十分意見を聞くなどし、理解を得ておくこと。説明結果報告書を提出すること。
 - (5) 周辺はかねてより交通渋滞が問題となっている。開発により増加する交通量や、交差点部の渋滞に対し、関係機関と対応策を講じること。
 - (6) 工事用車両の安全運行について、住民、歩行者、児童生徒等への振動・騒音・事故防止に細心の注意を払うこと。
 - (7) 瀬田川の景観に配慮すること。
 - (8) 造成工事等に伴う騒音、振動及びび粉じんの発生防止並びに汚濁水の流出防止対策を講じること。
 - (9) 騒音規制法、振動規制法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例に規定する特定建設作業を行う場合は、作業実施日の7日前までに特定建設作業実施届出書を提出すること。
 - (10) 土壌汚染の未然防止の観点から、造成に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いること。
 - (11) 当該事業において、3,000平方メートル以上の土地の形質の変更（盛土、切土等）を行う場合は、土壌汚染対策法第4条に基づく届出が必要となるので事前に大津市環境部環境政策課と協議し、必要な場合は形質変更等の着手の30日前までに届出を提出すること。
 - (12) 大規模小売店舗に該当し、その建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上又は店舗の床面積の合計が3,000平方メートル以上のものについては、大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第32条の2に規定する大規模建設等事業に該当するので、事前に大津市環境部環境政策課と協議し、大規模建設等事業事前配慮届出書を提出すること。
 - (13) 水質汚濁、騒音及び振動などに関して、公害関係法令に基づく届出が必要な場合があるので、事前に大津市環境部環境政策課と協議を行うこと。（関係法令によっては、工事着手の60日前までに届出が必要なものがある。）
 - (14) 当該地（店舗）から排出されるごみについては、事業系廃棄物ゆえ廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託を含む。）等するとともに、家庭系ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。
 - (15) 当該地（店舗）から排出されるごみについては、ごみの減量化、再資源化に努めること。
 - (16) 当該地（店舗）から排出されるごみについては、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第31条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分説明し、理解を得ること。
 - (17) 当該地（店舗）から排出されるごみについては、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第15条の保管基準を遵守すること。
 - (18) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - (19) 建築行為について、景観法に基づく届出に対し既に適合通知を発行済みであるため、計画に変更があった際には速やかに変更届出を提出すること。
 - (20) 屋外広告物について、大津市では屋外広告物条例を定め、屋外広告物の規制を行っている。については、当該区域は条例による第三種許可地域に指定されているため、敷地あたりの表示面積が10平方メートルを超

える屋外広告物を掲出する際には、条例に基づく許可申請を行うこと。

- (21) 駐車場を有料化する場合には、駐車場法に基づく届出について大津市都市計画部都市計画課と協議すること。
- (22) 都市計画法に基づく開発許可条件を遵守すること。
- (23) 乗入口や横断歩道付近には、交通誘導員を配置する等、特に歩行者等の安全確保に努めること。
- (24) 当該申請地付近の道路は、瀬田南小学校および瀬田中学校の通学経路に該当するので、工事等の際には、児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行については、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を図られたい。また、該当校への事前説明をお願いしたい。なお、事業に伴い発生した問題は、設置者において解決すること。
- (25) 大津市消防施設等設置基準に基づき、適切に消防水利等を設置すること。なお、詳細は大津市消防局警防課と協議すること。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

- (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1-1
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3-1
- (2) 縦覧期間 平成 24 年 9 月 19 日から平成 24 年 10 月 19 日まで